

# 公 告

令和5年11月 7日  
茨城県常陸大宮土木事務所長

河川管理者である茨城県が定める箇所（公募箇所）の土砂（砂利等）を掘削し採取すること（以下「公募型河川砂利等採取」という。）を希望する者を公募します。

## 1 公募対象土砂

(1) 公募箇所（位置図、平面図）

一級河川 久慈川（右岸） 常陸大宮市山方 地先

(2) 対象土砂数量

久慈川（山方） 42,500m<sup>3</sup>

※数量は予定数量であり確定数量ではありません。

※対象土砂とは、河川管理者が定める範囲（採取許可予定者に決定した者へ別途提供する縦断図・横断図を参照）の土砂を指します。

(3) 採取予定期間 令和5年12月25日（月）～令和6年3月15日（金）

## 2 採取料

公募型河川砂利等採取は公益性の高い事業であるため、土砂採取料については「茨城県河川流水占用料等徴収条例（平成12年3月28日茨城県条例第38号）」第4条2項に基づき土砂採取料を免除しますので、採取許可者は河川管理者へ「土砂採取料の免除」申請（様式第4号）を提出してください。

## 3 公告（申請受付）期間等

(1) 申請受付期間 令和5年11月7日（火）から

令和5年11月20日（月）午後5時まで

(2) 配付及び受付場所

公募説明書等の配付及び受付は以下にて行う。

常陸大宮土木事務所 河川整備課

常陸大宮市野中町3083-2

TEL：0295-52-3157 FAX：0295-53-4904

※ 公募説明書及び申請に必要な様式は茨城県常陸大宮土木事務所のホームページからダウンロード出来ます。

(3) 提出部数：採取申込書（様式第1号）及びその関係資料を各1部提出して下さい。

4 採取許可予定者の決定日 令和5年11月27日（月）

## 5 留意事項

(1) 測量（河道掘削土砂量の計測）及び土量計算に必要な図面の作成については茨城県で実施するものとし、採取申込書及び採取許認可に係る申請書類の作成及び提出に要する諸費用は申請者の負担となります。

(2) 運搬路の設置については、茨城県で実施し、採取予定期間の運搬路の維持管理は採取

者が行うこととなります。

なお、運搬路について、大雨等により被災した場合は茨城県が復旧することとします。

(3) 採取箇所に生えている草と表土については、撤去し、1箇所にまとめて仮置きするまでは、採取者が行い、その後の処分について、茨城県が実施します。

(4) その他の留意事項については、公募説明書を参照願います。

## 6 問合せ先及び届け出（郵送）先

茨城県常陸大宮市野中町 3083-2 〒319-2255

茨城県常陸大宮土木事務所 河川整備課 仙波・柴田

TEL 0295-52-3157（直通）

FAX 0295-53-4904

電子メール [miyado06@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:miyado06@pref.ibaraki.lg.jp)